

島根県立古代出雲歴史博物館
指定管理者募集要項

令和 7 年 8 月
島根県教育委員会

1 募集の目的

島根県立古代出雲歴史博物館は、歴史及び文化に関する資料を収集し、保管し、調査研究し、及び展示して、島根の特色ある歴史及び文化に関する情報を発信し、並びに学習及び交流の機会を提供することにより、県民の郷土に対する理解の増進及び地域の活性化を図り、もって県民の教養の向上並びに学術研究及び文化の発展に寄与することを目的として設置された施設である。

本施設の管理には、多様化する住民ニーズに対し、より効果的、効率的に対応するため、平成18年4月から指定管理者制度を導入しているところであり、現在の指定期間が令和8年3月31日をもって終了することから、次期指定期間における指定管理者を募集する。

2 施設の概要

(1) 名 称 島根県立古代出雲歴史博物館

(2) 所在地 出雲市大社町杵築東99-4

(3) 施設規模

ア 敷地面積 57,002㎡

イ 建築面積 9,444.49㎡

ウ 延床面積 11,854.79㎡

エ 施設内容構造種別

(ア) 本館

構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

階数 地上2階（一部地上3階、地下1階）

a 展示エリア

テーマ別展示室、総合展示室、神話展示室、特別展示室及び中央ロビー

b 交流エリア

講義室及び情報交流室

c 収蔵・調査研究エリア

収蔵庫、写真撮影室、くん蒸室、書庫等

d オープンエリア

エントランスホール、ラウンジ、展望台、カフェ、ミュージアムショップ等

(イ) 体験学習棟

構造 鉄筋コンクリート造

階数 地上1階

(ロ) 駐車場

一般用（244台）、大型バス用（15台）、身障者用（6台）及び業務用（49台）

(ハ) 外構

交流ゾーン・プラザ、メイン・アプローチ（130m）、風土記庭園（約29,000㎡）、体験広場及び体験水田

(ニ) その他

屋外便所及び駐輪場（90台分）

3 指定管理者が行う業務

(1) 博物館の観覧料の徴収に関する業務

- (2) 博物館の誘客及び広報に関する業務
- (3) 博物館活動への理解及び関心を深めるためのイベント等に関する業務
- (4) 博物館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (5) その他仕様書に記載する業務
- (6) 上記に掲げるもののほか、博物館の管理に関する事務のうち、教育委員会が必要と認める業務

※指定管理業務の詳細は、業務仕様書を参照すること。

なお、指定期間中であっても業務内容の変更を行う場合がある。

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

※ 令和8年4月1日から令和8年9月30日（予定）までの期間は休館します。

5 指定管理業務に要する経費

(1) 指定管理料の額

管理運営業務は、島根県が支払う指定管理料により行う。

年間委託額

令和8年度	368,484千円（消費税及び地方消費税10パーセントを含む。）
令和9～12年度	373,570千円（消費税及び地方消費税10パーセントを含む。）
5年間の委託額	1,862,764千円（消費税及び地方消費税10パーセントを含む。）

以内

※1 各年度の指定管理料は、分割支払とすることとし、支払時期及び分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定書で別途定める。

※2 支出見込額のうち、1件につき10万円以上50万円未満の施設修繕費は1,127千円／年度とし、各年度に精算する。

※3 支出見込額のうち、光熱費については以下のとおりとし、近年のエネルギー価格の変動を考慮し、令和8年度から令和9年度までの2年間は各年度に精算する。なお、精算方法については、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとする。また、令和10年度以降の取扱いについては、令和9年度中に見直しを行い、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとする。

電気使用料 37,087千円／年度

ガス使用料 36千円／年度

灯油使用料 24,473千円／年度

※4 支出見込額のうち 人件費と施設維持管理費については、現在物価上昇が続いていることから、令和8年度に向けて 消費者物価指数（松江市、生鮮食品除き）が前年比2%以上の上昇が見込まれる場合は、指定管理料を加算することとする。このとき、加算に関する取扱いについては、島根県予算の範囲内で島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

※5 現下の急激な物価上昇を踏まえ、令和7年度以降、島根県は使用料の改定を検討

する予定としている。使用料を改定することとした場合、改定に伴う指定管理料の取扱いについては、島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

※6 令和8年4月1日から令和8年9月30日（予定）までの期間は休館する。令和8年度の支出見込額及び収入見込額は、この影響を考慮した金額である。

(2) 指定管理料の変更

指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、島根県と指定管理者で協議の上定める。

(3) メリットシステム

観覧料の年間収入基準額を、令和8年度は39,898千円、令和9～12年度は79,795千円とし、実際の年間収入額と基準額に差異が生じた場合、（当該年度収入額－収入基準額）×20%に相当する額を、当該年度の指定管理料で増額（当該年度収入額－収入基準額がマイナスの場合は減額）する。

6 指定管理者の応募資格等

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからキまでのいずれにも該当することを要する。

ア 島根県内に主たる事務所（本社機能を有するもの）を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生手続又は再生手続をしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

(2) 複数の団体での共同申請

複数の団体がグループを構成して応募する場合は、次の事項に留意すること。

ア グループの適切な名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

代表団体は、(1)アの資格を満たす法人等で、グループにおける責任割合が最大であること（代表団体の責任割合が、グループ構成が2社の場合にあっては50%超、3社の場合にあっては33%超であること。）。

なお、代表団体及び構成員の変更は、原則として認めない。

イ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で申請することはできない。

ウ 当該グループの全構成員が、(1)のイからキまでのいずれにも該当すること。

エ 7の(1)のオのその他申請に必要な書類の(ア)から(ク)までについては、構成員ごとに提出すること。

7 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。ただし、必要に応じて追加書類の提出を求めることがある。

ア 指定管理者指定申請書（島根県立古代出雲歴史博物館条例施行規則（平成17年島根県教育委員会規則第22号）で定める様式第1号）

イ 事業計画書

様式第2号「事業計画書」によること。

ウ 指定管理期間各年度分及び期間を通じての収支予算計画書

様式第3号及び第3-1号「収支予算書」によること。

エ 法人等の概要

様式第4号「法人等の概要」によること。

オ その他申請に必要な書類

(ア)定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類

(イ)法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し

(ウ)申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(エ)過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

(オ)役員の名簿及び略歴を記載した書類（申請書提出日現在におけるもの）

(カ)法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く）がない旨の証明書

(キ)島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く）がない旨の証明書

(ク)誓約書（参考様式）

(2) 提出部数

正本1部及び副本10部（副本は複写可）。ただし、(1)のオの(ア)、(イ)及び(カ)から(ク)までについては、正本1部及び副本1部

(3) 提出先

17に記載する場所

(4) 提出方法

持参又は郵送。郵送の場合は書留。

(5) 提出期限

令和7年9月26日（金）午後5時まで。

ただし、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、郵送の場合は、期限までに必着とする。

8 募集要項、仕様書等の配付

(1) 配付期間

令和7年8月1日（金）から同年9月22日（月）までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 配付場所

17に記載する場所

(3) 配付書類

ア 募集要項

イ 仕様書

ウ 基本協定書（案）及び年度協定書（案）

エ 管理経費積算書

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。ただし、参加を希望する法人等がない場合は、開催しない。

(1) 開催日時 令和7年9月9日（火） 午後1時30分から午後4時まで

(2) 開催場所 出雲市大社町杵築東99-4 島根県立古代出雲歴史博物館

(3) 現地説明会の内容

ア 募集要項及び仕様書の説明

イ 古代出雲歴史博物館の施設等の見学

(4) 参加申込みの方法

現地説明会への参加を希望する者は、参加申込書を次のとおり提出すること（1団体の出席者は、3名までとする。）。

ア 参加申込書

様式第5号によること。

イ 提出場所

17に記載する場所

ウ 提出期限

令和7年8月29日（金）午後5時まで

エ 提出方法

郵送、電子メール又は持参

10 指定管理者の候補の選定

島根県立古代出雲歴史博物館条例第7条の規定等による基準に基づき、島根県立古代出雲歴史博物館指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査を行い、指定管理候補者（以下「候補者」という。）を選定する。

(1) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者、専門家等の5名の委員で構成する。

なお、選定委員会では、必要に応じて外部の有識者の意見を聞くことがある。

(2) 事業計画審査の基準

- ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び効率的な管理運営が実現可能であること。
- ウ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基盤及び人的能力を有するものであること。
- エ 法令遵守のための体制がとられているものであること。

(3) 審査の項目

- ア 施設の管理運営の基本的方針
- イ サービスの提供体制 ※
- ウ サービスの提供内容
- エ サービスの質の確保及び向上
- オ 誘客・広報等の利用促進策
- カ 施設等の維持管理
- キ 危機管理体制
- ク 財政的基盤
- ケ 収支計画

※女性活躍の推進や、社員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組むなどの職場環境づくりが行われている場合加点（しまね女性の活躍応援企業登録、こころカンパニー認定）

(4) 選定方法

- ア 候補者の選定は、選定委員会において、前記審査の基準及び審査の項目に基づき行う。
- イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格を審査の後、適当と認められる申請者に対して、プレゼンテーションによる審査を行う。
- ウ 提案内容等のプレゼンテーションは、令和7年10月上旬に実施を予定している。
- エ 候補者の選定は、令和7年10月上旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに、決定された者の名称、選定の理由及び選定（評価）結果一覧表を県ウェブページで公表する。
- オ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。
- カ 選定委員会は、非公開とする。

11 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県立古代出雲歴史博物館条例第7条の規定に基づき、島根県議会の議決が必要であり、10の(4)で選定した候補者を、令和7年11月定例島根県議会へ上程し、議決を経て、指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者で業務の細部についての協議を行い、指定期間全体の「基本協定」及び毎年度締結する「年度協定」を締結する。

協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

12 指定管理者の業務に係る評価

- (1) 島根県は、指定管理者の適正な業務の確保、指定管理者の業務改善及び県民サービスの向上を図るため、指定管理者の業務に係る評価を毎年度実施する。
- (2) 評価結果は、議会へ報告するとともに、県ウェブページにおいて公表する。
- (3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の業務に係る評価に関する事項は、別に定める。

13 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

14 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。
- (5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

15 申請等に関する質疑

募集要項及び仕様書の内容等に対する質疑及び質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年9月12日（金）午後5時まで

(2) 受付方法

質疑表（様式第6号）に記入の上、17に記載する問合せ先に電子メールで提出すること（質疑は電子メールのみで受け付ける。）。

なお、電子メールをした後には、確認のため必ず電話連絡を行うこと。

(3) 回答方法

質疑に対する回答は質疑回答表により随時行い、応募者全員に電子メールで通知する。

16 その他留意事項

- (1) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき、その他不正な行為があったときは、失格とする。
- (3) 島根県立古代出雲歴史博物館の管理のため、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請すること。
- (4) 新たな法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和7年12月中旬見込み）までに、法人の登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。
- (5) 提出された事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等必要な場合、事業計画書等の内容の全部又は一部を使用できるものとする。
提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。なお、提出された提案書類は、返却しない。
- (6) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。
- (7) 指定管理者が、協定等の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定等を締結しないことがある。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (8) 管理運営業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。
- (9) 島根県立古代出雲歴史博物館条例、島根県立古代出雲歴史博物館条例施行規則、個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年島根県条例第41号）及び島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

17 問合せ先

〒690－8502

島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁文化財課

T E L (0852) 22－6612

電子メール bunkazai@pref.shimane.lg.jp